

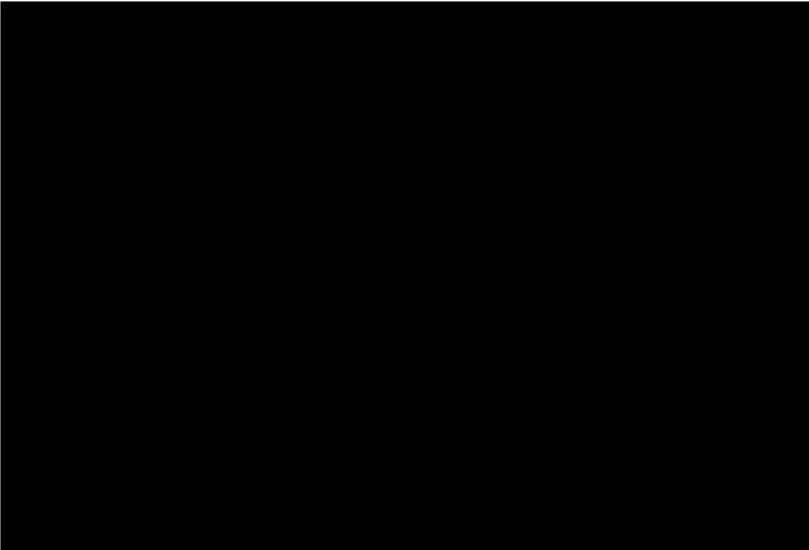


申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	2	回



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなつても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	規程類の後日提出について確認しました
(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について	同意を得ました
(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般財団法人ふくしま百年基金

団体代表者 役職・氏名

理事長 鈴木正美

分類

法人番号

6380005012022

団体コード

申請団体の住所

福島県福島市太田町12-30 マルベリービル3F

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際して、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなつても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結書を提出します。

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

4.コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

ソーシャルビジネスの可能性を広げる ふくしま社会起業家育成プロジェクト

事業の種類_第一階層

事業の種類_第二階層

事業の種類_第三階層

支援の分野_文字列表示

支援分野_活動支援団体

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

基本情報

申請団体	資金分配団体	必須	申請時入力不要
資金分配団体	事業名（主） ソーシャルビジネスの可能性を広げるふくしま社会起業家育成プロジェクト 事業名（副） ふくしまの明るい未来を創る人材育成事業 団体名 一般財団法人ふくしま百年基金		
事業の種類1	②ソーシャルビジネス形成支援事業	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類2			
事業の種類3			
事業の種類4			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野

<input type="radio"/> (1) 子ども及び若者の支援に係る活動
① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/> ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
⑨ その他
(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
④ 働くことが困難な人への支援
⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
⑥ 女性の経済的自立への支援
⑨ その他
<input type="radio"/> (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	本事業で、起業、創業のノウハウを継続的に学べる枠組みを作り、ソーシャルビジネスでの起業をする者の後押しをしていく。
8.働きがいも経済成長も	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	起業を志す者に創業時に必要なイニシャルコストの資金的な支援を行うことで、事業の成功の確からしさを高めていく。
8.働きがいも経済成長も	8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	特に女性の転出超過が高い福島県において、働きがいのある新たな仕事（＝ソーシャルビジネス）を多数生み出すこと、また高付加価値の商品やサービスで、で大企業とまではいかないまでもそれ相当の賃金を得ることを目標として事業を実施していく。
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	いわゆる女性のアンペイドワークに対する認識を高め、ソーシャルビジネスの枠組みの中にアンペイドワークを組み込む（例えば目の届く範囲に託児施設のある事業所で、託児をお願いする人も社員として雇用する等）事業所のアイディア等をソーシャルビジネスとして生み出していく。
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	ソーシャルビジネスに取り組む中で、特に女性の社会起業家の中から、新たなリーダー像を模索し、地域の首長や議員候補として育成していくことも視野に入れる。
9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエンス）なインフラを開発する。	これまで産業構造とは異なる新たなビジネスアイディアに積極的に取り組み、公益に資する事業に対する民意の昇華を目指し、税金以外の公益に資する事業についての「支払い意思」を醸成していく。
11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	世界でもトップレベルで進む我が国の少子高齢化の状況の中で、それを受け入れたうえで新たに成り立つ社会構造と産業を模索し、今後先進国で続くであろう少子化、人口減少の模範となるような仕組みづくりを目指す。

1.団体の社会的役割

(1)団体の目的	214/200字
2011年に発生した東日本大震災の地震と津波、福島第一原子力発電所事故の複合災害により、福島県内は心身共にとても大きな被災体験をした。当団体は県外からの様々な支援を受ける中で福島県内に拠点を置き、県内外の資金仲介をはたす福島専業のコミュニティ財団として2018年4月に設立された。県内の課題についての理解を深め、同時に県内外の資源を地域内に積極活用することを通じて地域の課題解決と百年続く福島の反映の礎を築くことを目指す。	
(2)団体の概要・活動・業務	239/200字
地域の課題解決の為の資金調達、資金提供+ノウハウ提供等を実現する市民からの寄付によって設立されたコミュニティ財団として、東北では2番目に設立された。設立からまだ間もない2019年「令和元年東日本台風」において被災をした県内地域への支援助成を皮切りに、休眠預金制度を活用した20年度コロナ枠、20年度通常枠、及び、事業推進中の22年度通常枠を活用して福島県内のコロナ対策、並びにメンタルヘルスの改善事業、女性の孤独・孤立よりの回避、最近では女性の活躍を支援する事業を実施している。	

II.事業概要					国外活動の有無		-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/4/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	福島県域		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	福島県内で活動するNPO等非営利民間団体で特に若者、女性等の支援活動に実績、経験のある団体。今回の助成テーマである福島県内でソーシャルビジネスの可能性を広げる起業家育成事業に共感し、連携して活動出来る組織、団体など。人材育成プログラム、就業支援事業、大学生インターンシップ等の活動実績のある団体等。	(人数)	・実行団体A 4団体 x2名=8名 ・実行団体B 10団体 x3名=30名 ・その他関連団体 10団体 x2名=20名 事業期間合計：60名程度						
最終受益者	福島県内でソーシャルビジネスでの起業を目指す個人、団体、組織等。本件助成事業で採択される実行団体による研修、セミナー、啓発活動によりソーシャルビジネスに興味を持ち、将来的な起業を考える方々。福島県が主催する創業支援事業に申請経験がある、或いは、興味を抱いていた方々。	(人数)	・福島県産業振興センター/起業支援助成年間申請者：60名 + α 名 = 合計80名程度、その他県内起業志望者年間合計300名程度を想定 事業期間合計：800名程度						
事業概要	本事業では、国内特に地方都市において急激に進む人口の減少の状況の中で、行政では解決が困難と思われる地域課題の解決について、ソーシャルビジネスの手法を用いて解決に取り組む社会起業家を育成するとともに、その過程で行政や金融機関、大学や学生などとコンソーシアムを構築し公益セクターの仕事は行政だけのものではないというムーブメントを起こし広めることを主眼とする。 その為の具体策として、先ず当財団の公募を通して社会起業家の育成支援を実際に行う団体（実行団体A：主に、NPO法人、公益・一般社団法人、株式会社等の法人格を持つ団体を想定）を選定し、社会起業家の発掘、育成、事業計画の作成支援、事業の伴走支援、様々な情報発信を担う。各実行団体Aの事業計画に基づき、ソーシャルビジネス専門家による研修、セミナー等スキルアップの機会を提供すると共に、当財団が助成金を提供する。 次プロセスとして、実行団体Aが主催する研修や講演会に、ソーシャルビジネス起業を考える個人、団体等、又は、其歴まで具体的でなくとも、興味を持ち、学習意欲がある方々に積極的に門戸を開き、地域課題や社会起業家について学んで貰う機会を提供する。その中で、実行団体Aの伴走支援の基に、事業計画策定、申請、採択された事業、団体（実行団体B）に対して当団体が助成を実施し、実行団体Aと共に事業活動を継続支援すると共に事業継続の為の組織基盤強化に繋がる支援も提供して行く。	612/600字							

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	1033/1000字
2011年3月11日に発生した東日本大震災より13年以上が経過するが、同じく地震、津波の被害を大きく受けた近隣の宮城県、岩手県と比較して福島県の復興は大きく遅れている。これは震災時に発生した福島第一原発事故の影響が更なる負荷を地域に及ぼし、又、影響を与え続けているからに他ならない。放射能問題の影響を強く受けた地域、双葉郡、浜通り地域への住民の帰還は開始されているが、今なお3万人弱の住民が県内外への避難生活を強いられている現状がある。道路、鉄道、行政の拠点等最低限のインフラは整えられて来てはいるが従来の社会生活を営む状況には残念乍ら更なる年月を要するのは明らかである。この様な福島の残された課題、具体的には今後も長期間に渡り継続する廃炉、汚染土壌処理の問題が特有の社会課題として地域復興、再生の足枷となるが、我々はそれに対峙して行く事が求められる。人口減少、出生率の下落は日本全体の問題として捉えられるが、福島県に於いては特に就労適齢期の女性の県外流出が2022年度の統計で日本ワーストを記録するなど、より大きな問題となっており、この事象への早急なる歯止めが求められている。今後10年単位での社会情勢の推移を考えると、人口減少による地域社会の経済活動の低下、行政事業やインフラ維持の低下等、人口、税収の減少による地域社会への行政サービスの低下は避けられないと思われる。特に福島の場合は上述した通り、他の地域とは異なる大きな社会課題を抱えており、それらも考慮すると今後より一層の大きな社会的変化への対応が求められる。被災地福島に設立された財団として、我々は福島県を持続可能な生活圏として存続させなければいけないと命題をテーマに2018年4月の団体設立より困窮者支援、被災者の心のケア、地域コミュニティの維持、女性の孤独・孤立、地域で活躍する女性の応援等の諸問題に関わって来たが、今回の助成事業を企画、計画を進めるにあたっては、福島の地域社会の維持、発展を、次代を担う若者のソーシャルビジネス分野での起業を支援する事で上記の福島特有の問題解決につつても近づきたいと考えた次第である。その為には、既に社会に認知されているとは言い難いソーシャルビジネスの概念、意義を地域社会に啓発する事と共に、より深い学びを提供出来る環境を提供し、地域社会にソーシャルビジネス起業家精神を根付かせる事が最初の一歩になるとの考えを持ち、本事業に推進にまい進して行きたいと考えている。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	319/200字
福島県に於いては公益財団法人福島県産業振興センターの受託事業として福島県内の創業補助金や、創業に関する専門家のコンサルサービス、支援事業を単年度事業として展開して来ている。2014年頃の事業開始当時は創業補助金との位置付けが、その後、女性・わかもの創業補助金、現在では、地域課題解決型起業支援補助金へと、福島県の課題に特化した形に変化して来ている。又、福島県中核都市数か所に拠点を構える日本政策金融公庫も当団体も含めた県内の中間支援団体等をメンバーにソーシャルビジネスネットワークを構成し、定期的に情報交換会、セミナー、勉強会を企画、実施している。今後の事業展開に於いては、上記関係組織との連携も含めた相乗効果も期待出来ると考えている。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	208/200字
休眠預金助成案件では、20年コロナ枠、何れも草の根活動支援事業となる、20年通常枠（完了）、22年度通常枠事業継続中であり、当財団の自主事業としても「ふくしまの未来と女性応援ファンド」を2021年に設置、2022年に公募を行い、その後、単年度案件として毎年助成事業を展開中であるが、今回申請するソーシャルビジネス支援事業については、事業経験、知見を有した理事は在籍するが、事業としての企画、立案、実施は初めてとなる。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	214/200字
今回助成事業のテーマは、地域社会にソーシャルビジネスの概念を根付かせ、主に若者の起業を支援する事業となるが、先ず連携して活動する実行団体の育成、強化を通して、地域にソーシャルビジネス展開支援の為の受け皿を設置する必要がある。その後に、実際に起業家を育成、支援に繋げる事を目指す言わば包括、複合型の支援事業であり、その資金規模、使用用途の柔軟性等、3年間事業として取組み可能な休眠預金通常枠以外の助成金の使用は考え難いと思われる。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了後5年後に福島県において、ソーシャルビジネスが当たり前に認識され、福島県民が商品やサービスの選択時に「これは社会問題解決にどんな効果があるのか？」と常に考える状況になっている。現在はNPO法人を筆頭に行っている公益事業に対する市民の支払い意思ではなく、寄付や行政からの助成金に頼る状況であるが、短期的な事業についてはクラウドファンディングの様に寄付を集めシステムが生まれて来ている。ソーシャルビジネスが浸透した社会では、短期的な事業だけでなく、公益に関する事業を行っている団体に対して、恒常的な寄付を行う欧米のようなシステムが出来上がって来る。先ずは商品、サービスの選択肢を作ることからスタートし、長期的にはレガシーギフトの様な大きな資金がNPO等の公益を担う活動団体に当たり前に寄付される社会に近づいている事を想定している。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
1. 実行団体A（NPO法人等） 継続的な研修の実施、ソーシャルビジネス起業家による講演会が実施される。		<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルビジネスで起業し事業を実施している者を招いた講演会の回数 専門家講師による研修の回数 	<ul style="list-style-type: none"> 講演会の実施： 少数 研修の実施： 少数 		<ul style="list-style-type: none"> 講演会の実施：2回／年 研修の実施：4回／年×4団体
2. コンソーシアム構築候補団体 実行団体Aと共に、産業団体、金融機関、大学との連携を構築しそれぞれの組織の力量アップが図られている。		<ul style="list-style-type: none"> コンソーシアムに参加する産業団体の数 コンソーシアムに参加する金融機関の数 コンソーシアムに参加する大学の数 	<ul style="list-style-type: none"> 産業団体の数： 0団体 金融機関の数： 0件 大学の数： 0件 		<ul style="list-style-type: none"> 産業団体の数： 4団体 金融機関の数： 10件（地区的支店を含む） 大学の数： 4件
3. 社会起業家育成カリキュラムの構築 社会起業家や創業に精通した専門の講師陣を招聘し、研修の中身も含め、社会起業家を育成するためのマニュアル的なカリキュラムが構築される。		<ul style="list-style-type: none"> 社会起業家育成カリキュラムに参画する講師陣 社会起業家育成カリキュラムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 講師陣の数： 0人 カリキュラムの有無： 無し 		<ul style="list-style-type: none"> 講師陣の数： 4人 カリキュラムの有無： 有
4. 実行団体B 実行団体Bに対して、起業や経営に関する研修を行う他、起業する事業の伴走支援が適切になされている。		<ul style="list-style-type: none"> 起業前に開催する研修の回数 事業実施に当たり、創業者の伴走支援を行う回数 	<ul style="list-style-type: none"> 専門講師による研修 0回 伴走支援 30人×6回=180回（福島産業振興センター案件による） 		<ul style="list-style-type: none"> 専門講師による研修 4回／年×4エリア×2年 伴走支援 左記（180回）に加えて、月に一度のヒアリング、ミーティングの実施 12回×5団体×2年、合計120回
5. ソーシャルビジネス、社会起業家に特化した情報発信システム 社会起業家を目指す者に対する、支援の仕組みの情報発信が頻繁になされている。		<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルビジネス、社会起業家に特化した情報発信サイトの数 動画投稿サイトでの事例紹介の数 	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信サイト数 少数 動画投稿サイトでの事例紹介動画数 殆ど無し 		<ul style="list-style-type: none"> 情報発信サイト数 5サイト 動画投稿サイトでの事例紹介動画数 5件／年 × 2年
6. 学生インターンシップ 福島県内において将来的に社会起業家を目指す人材の発掘と教育がなされる環境が整っている。		<ul style="list-style-type: none"> 社会起業家を志す、もしくは興味のある学生を受け入れるインターンシップの仕組み 学生インターンシップの受け入れ人数 	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れ組織数 少数 受け入れ人数 少数 		<ul style="list-style-type: none"> 受け入れ組織数 5団体（ふくしま百年基金と実行団体A 4団体） 受け入れ人数 5人／年×2年

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
・ソーシャルビジネスの認知度と理解度の増加		・起業を志す人の中でソーシャルビジネスという言葉を知っている人の数 ・起業を志す人の中でソーシャルビジネスの意味を知っている人の数	・言葉を知っている 約70% (日本政策金融公庫調べ) ・意味を知っている 約25% (日本政策金融公庫調べ)		・言葉を知っている 80% ・意味を知っている 50%
・福島県内でソーシャルビジネスによる起業家を継続的に育成、支援することによって、県内で事業を営む企業の中でソーシャルビジネスを実施している企業の割合が増加する。		・事業者の中でソーシャルビジネスに取り組む事業者の割合 ・公的な資金を活用してソーシャルビジネスで起業しようとするものの数	・割合 webアンケート等を利用して調査 ・（公財）福島県産業振興センターの助成金の公募数に見ると30件が採択、30件が不採択／年		・事業開始時に行ったアンケートと同様のものを実施して調査。 ・助成金が不採択になった者に対する教育的支援（30団体／年×2年）
・身近なところにソーシャルビジネスを事業として行う企業が増加する中で、社会の中にソーシャルビジネスに関心を持っている人が増加し、公益に資する事業所があつて当たり前の社会が構築される。		・起業に関心のない人も含めた、すべての社会人の中でソーシャルビジネスに関心を持つ人の割合	・関心のある人の割合：事業開始時にwebアンケート等を実施して調査		・関心のある人の割合：事業終了後にwebアンケート等を実施して調査し、事業開始前より増加を目指す。10%→20%程度と想定。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
事業活動0年目：対象地域における社会起業家育成の課題、環境（支援ニーズ、周辺環境、行政の取組みの課題など）を深掘しより正確な状況把握に努める。団体のこれまでの活動を棚卸し、次の3か年の活動計画と、本助成金を活用した運営（含む人員）の具体的計画を立てる。特に本助成原資を活用し、団体としてのどう成長するのかに重きを置いた検討をする。公募開始後は事前相談等を通じて、実行団体候補との間で休眠預金制度と公募内容についての理解も深める。	2025年3月	214/200字
事業活動1年目：(1)実行団体Aとして福島県内で社会起業家を育成するスキームを習得し社会起業家の育成に継続して支援を行える団体（NPO法人、社団法人、株式会社等）を選定し、実行団体に対して社会起業家育成カリキュラム（注1）を用いた講座を実施する。(2)上記の社会起業家育成カリキュラムには、自治体（福島県庁）や（公財）福島県産業振興センター及び銀行などの金融機関の参加も促し、当団体で公募を行った学生インターンシップに事業実施補助を依頼する他、社会起業家育成カリキュラムを受講し社会起業家予備軍を育成する。	2026年3月	253/200字
事業活動2年目：(3)実際に起業をする団体（実行団体Bとする）の公募を当団体と実行団体Aで平行して行う。公募については、受講無料の社会起業家育成講座とその後の実行団体Bによるための事業計画書作成の2段階構成とする。（無料講座のみを受講することが可）(4)実行団体Bは、実際に起業するための基礎的な知識やノウハウを研修で学ぶことをメインとし、講師陣による集中講座で社会起業家について学び、事業計画書を作成していく。実行団体Aは、受講生である実行団体B候補者について、様々な指導、支援方法を伝えながら自らの学びも深めるフェーズとなる。(5)講座と実行団体Aによるサポートを受け、事業計画書を作成した実行団体B候補者の審査を行い、予算に応じた形で団体を決定し、実行団体Bとする。審査に漏れた団体の内有望と思われる団体は、（公財）福島県産業振興センターが公募を行う地域課題解決型創業支援事業に応募を提案する。	2027年3月	399/200字
事業活動3年目：(6)事業計画書の審査を行い実行団体Bを最大10団体程度選定する。実行団体Bには事業規模に応じた予算配分をする。(7)実行団体Aは、行政や金融機関と連携を取りながら実行団体Bの伴走支援を行う。	2028年3月	104/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
事業活動0年目：対象地域における一般的な広報に加え、公募説明会や個別相談を通じた、助成事業の具体的な内容について広報を図る。各団体の成長イメージと本助成事業が果たしうる役割、想定している事業イメージ等についての相互理解を深め、団体が有効に助成金を活用できるように、支援を行う。	2025年3月	138/200字
事業活動1年目：事前評価や支援拡充の一環としての人材育成プログラム設計の支援、月次MTGを通じた事業運営支援を行う。実行団体採択後、適切なタイミングでプレスリリース等を実施し本件活動を広く広報する。実行団体同士のネットワークづくりを支援し、今後3年間にわたる連携関係の入口として担当レベルまで必要な相互理解を深める。会計支援、採用時の労務関係の支援等も専門家を交えて実施する。	2026年3月	188/200字
事業活動2年目：実行団体の中間評価支援、進捗に応じた計画の修正などを行う。実行団体同士の経験を共有する場・学びの場を継続して設け、活動の充実化を図る。福島県内において本事業が取り扱うテーマにかかるフォーラム、セミナー等の開催を関係者と協議する。	2027年3月	122/200字
事業活動3年目：実行団体の事後評価支援、進捗に応じた計画の修正などを行う。実行団体同士の経験を共有する場・学びの場を継続して設け、活動の充実化を図る。また本件助成期間終了後、4年目以降の取組みについて、実行団体の出口戦略、事業継続の検討を支援する。実行団体の職員同士の学びあいやニーズに基づく研修等を継続して行い、また総括の報告書の発行等を行う。	2028年3月	173/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	既に関係する法人、団体、組織のリストアップ、特に関係する領域で事業展開をしている団体とは申請前のヒアリングを行っているので、それらへ個別に公募情報を広報する。その他、過去の助成先、中間支援組織、当財団ウェブサイト、SNS、地元メディア等へ広報をする。その他、本事業の公募にむけた広報だけでなく、この事業を福島県内において展開をするという点を行政や関係機関に広く広報を行う。	186/200字
連携・対話戦略	本テーマについて、既に述べた通り県主導で起業家を支援する事業はその対象は変化しつつも継続中であり、日本政策金融公庫も積極的に県内でソーシャルビジネス関係の支援、融資活動を実施している。その他、ソーシャルビジネス分野で活動するNPO等の団体、その他企業等とのコンタクト、協議を通して、本件事業への理解、支援を得たいと考えている。将来的には協働して地域社会、経済の活性化を目指した活動、事業の展開も図れる様な関係構築を目指したい。	213/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	弊財団は福島専業のコミュニティ財団である。3.11東日本大震災や原発事故の影響は、今後何十年もかかると言われる廃炉が終わってなお、途中経過といえるかどうかの非常に大きい課題である。これらハードの問題が人々の意識にも影響し、地域の雰囲気を形成して来ている。他方で、因果関係として3.11由来といいきれない地域課題もあり、本申請のように複合的かつ多角的な視座でとらえることで問題の構造、本質が見えることがある。今回新たに取り組むソーシャルビジネス事業の展開を通して、福島が将来に向け更に新たな一步を踏み出す環境を作りに貢献出来る事を期待している。又、当財団としても、福島支援の継続と事業の多角化、組織の基盤強化に向け注力し、休眠預金資金を呼び水に、財団独自の資金調達等を継続して行うことで、事業の継続を積極的に図っていきたい。	361/400字
実行団体	ソーシャルビジネスの展開は現在の日本、及び、地域の状況を考えると非常に重要な取り組みとなっており、その重要性は今後益々大きくなって行くものと考える。福島県内に於いて、その専門性、知見、経験を取り込んだ実行団体は、今後も地域の起業家育成の拠点、受け皿としてその存在意義は大きくなる筈である。今回事業への参画、期待された役割を果たす事により積み上げた経験値は将来の行政サービスの低下の際にも、その補完機能を十分に果たす事が出来る存在になるものと考える。その様な機能を持った団体が福島県内の中核都市に配置され、周辺の起業家、その予備軍に対する支援活動の最前線となることを期待する。	287/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	506/800字
財団設立後、台風19号の支援事業に携わり、その後本格的な助成事業として2020年休眠預金・コロナ緊急支援事業採択（総額2493万円を8実行団体へ助成）、2020年休眠預金・通常枠支援事業採択（3か年で総額8019万円を4実行団体へ助成）、2022年度休眠預金・通常枠支援事業採択（3か年で総額約1.2億円を7実行団体へ助成予定）、又、2022年より毎年度コーブみらいの寄付金により「ふくしまの未来と女性応援ファンド」を運営（過去3年間総額1412万円を累計17団体へ助成）し、福島県内の女性が直面している状況へ50万円～100万円程度の助成を継続中である。又、本年よりNPO法人ジャパン・プラットフォームとの連携事業（「ふくしまともつく基金」）を立上げ、県内で活動する4団体の事業を助成（単年度総額700万円）すると共に、地域よりの情報発信を図り、支援の輪の継続、拡大を目指す事業を開始した。上記の通り、ふくしま連携復興センターを設立母体とし、設立から6年半で総額約2.5億円、累計40団体への助成を行い、POに掛かる人材育成の体制があることで、組織として助成事業に新たに関わるスタッフが経験値を上げている。	506/800字
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	461/800字
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の企画に際し、過去の助成先への聞き取り、並びに地元の研究者への聞き取りを計10件以上の実施をしている。また、助成事業は一つの調査事業として、コロナ枠、通常枠、女性応援ファンド、いずれも月次やフォローアップのタイミングにて状況の聞き取りを行い、現在進行形の福島の状況の把握に努めている。 ・ その他コロナ禍においても可能な限り地元団体が行う報告会、情報交換会等にも地元の中間支援団体として積極的に参加するほか、地元メディアへの情報提供、情報収集等を行っている。 ・ 休眠預金事業のコロナ枠、通常枠における実行団体同士の学び合いのワークショップを主催し、団体同士の親睦、情報交換を図るほか、SDGsの助成応援ファンドでは、助成先と寄付元組織の相互理解や学び合い、課題の共有と連携のためのワークショップを現在までに2回開催し、寄付金の活用に対する理解、福島の現状の把握に資するとして参加者から高く評価された。 ・ 助成事業の申請前の個別相談に定評があり、助成事業の質に直結する取組みとして丁寧に時間をさいて行っている。 	461/800字

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	実行団体A：採択団体として4団体程度を想定、実行団体B：採択団体として10団体程度を想定	232/200字
(2)実行団体のイメージ	実行団体A：福島県域で活動中のNPO等民間非営利団体、且つ、今回助成案件テーマに合致したソーシャルビジネス分野に見識のある、又は、新規案件として興味を持つ団体、所在地は県内主要地域（県北、県中、県南、浜通り、会津など）を対象、各エリアをカバー出来るのが望ましい。 実行団体B：福島県域在住の個人、団体で当地でソーシャルビジネス分野に進出を目指す方々を対象とする。特に若者支援の前提より新規事業として、社会貢献、地域活性化を目指す案件を発掘、育成、支援を考える。	
(3)1実行団体当り助成金額	実行団体A：3年で2000万円（4件想定）、合計8,000万円 実行団体B：2年で1000万円と500万円（10件想定）、合計6,000万円 合計 1.4億円	81/200字
(4)案件発掘の工夫	県内でソーシャルビジネス関連事業展開中の団体の他、特に将来的な可能性、潜在力を感じられる団体を含め、当財団の過去の助成先、本テーマに関係する団体としてインタビュー済みの団体等向けを中心に新規助成事業として広報し、申請を公募する。公開後、説明会、個別相談を各々開催するが、特に重視するのは申請前の個別相談である。個別相談で、団体側の問題意識や構想を聞き、当財団側は本助成事業の趣旨を共有し、事業の骨格の理解を深める。	207/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	専任POを2名配置し、経験を有する理事を中心に実施体制を構築して、事業を推進する。ソーシャルビジネスに関する専門家による専門委員会を設置し助成事業の実施、知見の補完（弊財団としての能力向上）を図る。また、評価においては担当POを中心としながら、外部評価者から必要な支援を受ける。 事業統括理事：蛭川靖弘 副理事長、及び、本件助成事業ディレクション：奥山有二 専務理事兼事務局長				188/200字															
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th colspan="2">内訳</th> <th>他事業との兼務</th> <th>左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>新規採用人数 (予定も含む)</td> <td>2 名</td> <td>予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名</td> <td>既存PO人数</td> <td>名</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	2	新規採用人数 (予定も含む)	2 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)		名	既存PO人数	名			
人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載																
2	新規採用人数 (予定も含む)	2 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)																	
名	既存PO人数	名																		
※資金分配団体用																				
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	助成決定にあたっては、利益相反を回避する観点から、弊財団の規定類の順守、理事長以下執行役員会による相互確認、並びに監事による確認を隨時はかる。コンプライアンス委員会への報告、情報開示等も適時行う。				98/200字															
(4)コンソーシアム利用有無	なし																			

申請団体	資金分配団体	
事業期間	契約締結時 ~ 2028/03/31	
資金分配団体	事業名	ソーシャルビジネスの可能性を広げる ふくしま社会起業家育成プロジェクト
	団体名	一般財団法人ふくしま百年基金

	助成金
事業費	164,413,000
実行団体への助成	140,000,000
管理的経費	24,413,000
プログラムオフィサー関連経費	21,802,000
評価関連経費	13,735,000
資金分配団体用	6,735,000
実行団体用	7,000,000
合計	199,950,000

1. 事業費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	0	31,391,000	66,511,000	66,511,000	164,413,000
実行団体への助成		24,000,000	58,000,000	58,000,000	140,000,000
－					
管理的経費	0	7,391,000	8,511,000	8,511,000	24,413,000

2. プログラム・オフィサー関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	7,512,000	7,440,000	6,850,000	21,802,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,440,000	4,440,000	4,440,000	13,320,000
その他経費	0	3,072,000	3,000,000	2,410,000	8,482,000

3. 評価関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	0	2,645,000	5,545,000	5,545,000	13,735,000
資金分配団体用	0	1,445,000	2,645,000	2,645,000	6,735,000
実行団体用		1,200,000	2,900,000	2,900,000	7,000,000

4. 合計

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	41,548,000	79,496,000	78,906,000	199,950,000

(1) 事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体/活動支援団体		
団体名	一般財団法人ふくしま百年基金				
郵便番号	960-8068				
都道府県	福島県				
市区町村	福島市太田町				
番地等	12-30 マルベリービル3F				
電話番号	024-573-2640				
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	http://cf-fukushima.org			
	その他のWEBサイト(SNS等)				
設立年月日	2018/04/11				
法人格取得年月日	2018/04/11				

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	スズキマサミ
	氏名	鈴木 正美
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	9
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	3
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	20
申請前年度の助成総額 [円]	62,525,890
助成した事業の実績内容	2021-2024年_ふくしまの未来と女性応援ファンド_第3期 休眠預金事業-2020年_緊急枠_福島の子ども・若者をコロナ禍から守る 休眠預金事業-2020年_通常枠_福島県における被災者の心の健康とコミュニティを守る

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	・福島県ふるさと継維持・再生支援事業（2018年・2019年） ・立正佼成会_食平和基金-福島復興・被災者支援事業（2019年）

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

役員名簿

「各欄の入力方法と注意点」

- ・記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
 - ・名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
 - ・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
 - ・備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去6か月の兼職状況を記載してください。
 - ・提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
 - ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
 - ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
 - ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
 - ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
 - ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
 - ・生年月日欄は、太正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなりま

「役員情報の第三者提供について」

- ・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するために、JANPIAを経由して警察庁へ提供します。詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。
 - ・役員名簿をJANPIAに提出するにあたり、上記を役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認してください。
 - ・役員名簿記載の提供者全員から同意を得たら、以下にチェックして提出ください。

必須入力ヤ 任意入力ヤ

役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。

英語はあります

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	ソーシャルビジネスの可能性を広げる ふくしま社会起業家育成プロジェクト
団体名:	一般財団法人ふくしま百年基金
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に關係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

- (注意事項)
 ①規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
 ②申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出において本様式も併せてご提出ください。
 ③過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ④以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック	※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。
----------	---------------------------

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	評議員会運営規則	第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第5条
(3)招集理由		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第10条
(4)招集手続		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第4.5.6条
(5)決議事項		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第10条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第11条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第16条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこと		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第11条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第31条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第31条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・理事会規則 ・定款	公募申請時に提出	理事会運営規則	第2条
(2)招集権者		公募申請時に提出	理事会運営規則	第4条
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会運営規則	第16条
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会運営規則	第4、5条
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会運営規則	第16条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	理事会運営規則	第8条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会運営規則	第13条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規則	第8条
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するものほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3-9条及び別表
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3-18条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬等支給規程	第2-3条及び別表
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬等支給規程	第4-6条

●倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 「ハラスメントの防止に関する規程」	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(3)私的利害追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第4-5条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
●利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 「理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則」	公募申請時に提出	助成・褒賞先行委員会規程	第7条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規程	第4-5条
●コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6-9条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6-10条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条
●内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第12条
●組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条および別紙
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4-5条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7-9条
●職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2-11条および別表
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第8-10条
●文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7-11条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条および別表1
●情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1.定款 2.事業計画、収支予算 3.事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4.理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第9条
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15、19-22条
●経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6・22条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8、10条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第7条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第15-20条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第39-48条

一般財団法人ふくしま百年基金

定款

平成 30 年 4 月 7 日 作成
平成 30 年 4 月 9 日 認証

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人ふくしま百年基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた“ふくしま”的復興と再生、さらには未来志向の地域づくり、地域の活性化等に取組む組織等に対し、市民の志に基づく寄付等を原資とした活動資金等の社会資源の仲介や、組織運営に関する技術支援等を行なうことを通じて、成熟した地域活動が世代を超えた未来を見据えながら、市民の視点で豊かな“ふくしま”的形成に寄与していく社会を創ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 地域で行なわれる各種活動に対する支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業
- (2) 地域で行なわれる各種活動を行なう組織に対し、資金貸付、債務保証、助成、顕彰、出資等を行なう事業
- (3) 地域で行なわれる各種活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業
- (4) 前2号に掲げるもののほか、地域で行なわれる各種活動を行なう組織に対し、その経営に必要な資源を提供する事業
- (5) 地域において支援を必要とする個人に対する支援金等の提供事業
- (6) 地域で行なわれる各種活動を行なう組織及び資源提供者に対するコンサルティング事業、並びに講座、セミナーの開催事業
- (7) 地域で行なわれる各種活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業
- (8) 地域で行なわれる各種活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売
- (9) 前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が地域活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業

(10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、福島県において行なうものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者は、現金300万円を、この法人の設立に際して拠出する。

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産はこの法人の目的である事業を行なうために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条第1項第1号から第10号までの公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に務めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行なうものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般的閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長

が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の規定により報告又は承認された書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の1以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 特定費用準備資金及び特定の資金の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議による別に定める。

第4章 評議員

(定数)

第 14 条 この法人に、評議員 3 名以上 20 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会の決議によって行なう。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は 3 親等以内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の 3 親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は個人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 項の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現

在数) の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権限)

第 16 条 評議員は、評議員会を構成し、第 19 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令で定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第 17 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 14 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 18 条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成及び権限)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の総額及び報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(種類及び開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 22 条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定めた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行なわなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第14条、第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 26 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし

たときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第 21 条第 1 項の理事会において定めるものとし、第 23 条から前条までの規定は適用しない。

(報告の省略)

第 27 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令の定めるところによる。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

(評議員会運営規則)

第 29 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 6 章 役員

(種類及び定数)

第 30 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 4 名以内

2 理事のうち、3 名以内を代表理事とする。また 4 名以内を法人法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第 31 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事のうち、1 名は理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって第 2 項で選定された業務執行理事より、副理事長、専務理事及び常務理事を選定することができる。

5 理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、

理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた時は、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき、又は欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。

業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

6 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 役員は、第30条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第35条 役員が次の(一)に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第36条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第38条 この法人は、役員の法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。

ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第39条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選定する。

3 顧問は、この法人への助言や協力をしない、理事長に対して、意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(設置)

第40条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第41条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行なう。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(6) 第38条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第42条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した監事が招集したとき。

(招集)

第 43 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会は各理事が招集する。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は同項第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 5 日前までに、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 44 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(定足数)

第 45 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 46 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほかは、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(決議の省略)

第 47 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第 48 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 32 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 49 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を行なう理事会については、他の出席した理事も記名押印又は電子署名する。また、理事会の決議の省略があった場合及び理事会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令の定めるところによる。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならぬ。第 47 条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

(理事会運営規則)

第 50 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。

2 この法人の目的及び評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第 52 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 53 条 この法人は、法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 54 条 この法人が公益認定を受けた後において、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 箇月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 55 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(余剰金の非分配)

第 56 条 この法人は余剰金の分配を行なわない。

第 9 章 委員会

(設置等)

第 57 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者等のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 58 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 59 条 事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 定款

(2) 事業報告

(3) 事業報告の附属明細書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(7) 財産目録

(8) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(9) 監査報告

- (10) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (11) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (12) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (14) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項のほか事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。
- (1) 評議員会議事録又は評議員会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 評議員及び債権者
 - (2) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 評議員及び裁判所の許可を得た債権者
 - (3) 会計帳簿 評議員

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 60 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 61 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 62 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補則

(法令の準拠)

第 63 条 本定款に定めのない事項はすべて法人法その他の法令に従う。

附則

- 1 当法人の設立時評議員は次のとおりとする。
設立時評議員 天野和彦、根本二郎、蛭川靖弘、吉田恵美子
- 2 当法人の設立時理事及び設立時監事は次のとおりとする。
設立時理事 斎藤美佐、鈴木正美、鈴木祐司、三村茂太、山崎庸貴
設立時監事 三瓶弘次
- 3 当法人の設立当初年度事業計画及び収支予算は、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 30 年 6 月 30 日までとする。
- 5 当法人の設立者の名称及び住所は次のとおりである。
住所 [REDACTED]
設立者 一般社団法人ふくしま連携復興センター
代表理事 天野和彦

以上、一般財団法人ふくしま百年基金設立のためにこの定款を作成し、設立者が次に記名・押印する。

平成 30 年 4 月 7 日
一部改訂令和 3 年 8 月 2 日

設立者
住所 [REDACTED]
設立者 一般社団法人ふくしま連携復興センター
代表理事 天野和彦

履歴事項全部証明書

福島県福島市太田町12-30マルベリービル3F
一般財団法人ふくしま百年基金

会社法人等番号	3800-05-012022	
名 称	一般財団法人ふくしま百年基金	
主たる事務所	<u>福島県福島市清明町1番7号大河原ビル</u>	
	福島県福島市太田町12-30マルベリービル 3F	令和 3年12月23日移転 ----- 令和 4年 3月18日登記
法人の公告方法	<p>電子公告による。 http://cf-fukushima.org/</p> <p>やむを得ない事由により、電子公告によること ができる場合は、官報に掲載する方法による。</p>	
法人成立の年月日	平成30年4月11日	
目的等	<p>目的</p> <p>この法人は、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を受けた“ふくしま”の復興と再生、さらには未来志向の地域づくり、地域の活性化等に取組む組織等に対し、市民の志に基づく寄付等を原資とした活動資金等の社会資源の仲介や、組織運営に関する技術支援等を行なうことを通じて、成熟した地域活動が世代を超えた未来を見据えながら、市民の視点で豊かな“ふくしま”の形成に寄与していく社会を創ることを目的とする。</p> <p>そのため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域で行なわれる各種活動に対する支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業 (2) 地域で行なわれる各種活動を行なう組織に対し、資金貸付、債務保証、助成、顕彰、出資等を行なう事業 (3) 地域で行なわれる各種活動を支援するために、不動産等の資源を活用する事業 (4) 前2号に掲げるもののほか、地域で行なわれる各種活動を行なう組織に対し、その経営に必要な資源を提供する事業 (5) 地域において支援を必要とする個人に対する支援金等の提供事業 (6) 地域で行なわれる各種活動を行なう組織及び資源提供者に対するコンサルティング事業、並びに講座、セミナーの開催事業 (7) 地域で行なわれる各種活動に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業 (8) 地域で行なわれる各種活動を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売 (9) 前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が地域活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業 (10) その他上記の目的を達成するために必要な事業 	

福島県福島市太田町12-30マルベリービル3F
一般財団法人ふくしま百年基金

役員に関する事項	評議員 <u>天野和彦</u>	令和3年8月2日退任 令和4年11月1日登記
	評議員 <u>根本二郎</u>	令和3年8月2日退任 令和4年11月1日登記
	評議員 <u>蛭川靖弘</u>	令和3年8月2日退任 令和4年11月1日登記
	評議員 <u>吉田恵美子</u>	令和3年8月2日退任 令和4年11月1日登記
	評議員 <u>天野和彦</u>	令和4年9月28日就任 令和4年11月1日登記
	評議員 <u>蛭川靖弘</u>	令和4年9月28日就任 令和4年11月1日登記
	評議員 <u>吉田恵美子</u>	令和6年9月26日辞任 令和6年10月21日登記
	評議員 <u>緑川摶生</u>	令和4年9月28日就任 令和4年11月1日登記

福島県福島市太田町12-30 マルベリービル3F
一般財団法人ふくしま百年基金

評議員	福島 真実	令和 4年 9月28日就任
		令和 4年 11月 1日登記
		令和 5年 6月20日辞任
		令和 5年 7月27日登記
評議員	小川 和彦	令和 6年 9月26日就任
		令和 6年 10月21日登記
[REDACTED]		
代表理事	山崎 庸貴	
[REDACTED]		平成30年 9月11日住所 移転
代表理事	山崎 庸貴	平成31年 4月12日登記
[REDACTED]		令和 1年 9月25日退任
代表理事	山崎 庸貴	令和 3年 9月 1日登記
[REDACTED]		令和 1年 10月30日就任
代表理事	山崎 庸貴	令和 3年 9月 1日登記
[REDACTED]		令和 3年 6月 1日退任
代表理事	山崎 庸貴	令和 3年 9月 1日登記
[REDACTED]		令和 3年 6月 8日就任
代表理事	鈴木 正美	令和 3年 9月 1日登記
[REDACTED]		令和 3年 8月 2日退任
代表理事	鈴木 正美	令和 4年 11月 1日登記
[REDACTED]		令和 4年 10月14日就任
代表理事	鈴木 正美	令和 4年 11月 1日登記
[REDACTED]		令和 6年 9月26日退任
代表理事	鈴木 正美	令和 6年 10月21日登記

福島県福島市太田町12-30 マルベリービル3F
一般財団法人ふくしま百年基金

		令和 6年10月10日就任
代表理事	鈴木正美	令和 6年10月21日登記
理事	<u>齋藤美佐</u>	
理事	<u>齋藤美佐</u>	令和 1年 9月25日重任
		令和 3年 9月 1日登記
		令和 3年 8月 2日退任
		令和 4年11月 1日登記
理事	<u>鈴木正美</u>	
理事	<u>鈴木正美</u>	令和 1年 9月25日重任
		令和 3年 9月 1日登記
		令和 3年 8月 2日退任
		令和 4年11月 1日登記
理事	<u>鈴木祐司</u>	
理事	<u>鈴木祐司</u>	令和 1年 9月25日重任
		令和 3年 9月 1日登記
		令和 3年 8月 2日退任
		令和 4年11月 1日登記

福島県福島市太田町12-30マルベリービル3F
一般財団法人ふくしま百年基金

	理事	<u>三村 茂太</u>	
	理事	<u>三村 茂太</u>	令和 1年 9月 25日重任
			令和 3年 9月 1日登記
	理事	<u>翁 茂 太</u>	令和 2年 2月 9日三村 茂太の氏変更
			令和 3年 9月 1日登記
	理事	<u>山崎 庸貴</u>	令和 3年 8月 2日退任
	理事	<u>山崎 庸貴</u>	令和 4年 11月 1日登記
			令和 1年 9月 25日重任
			令和 3年 9月 1日登記
	理事	<u>鈴木 正美</u>	令和 3年 6月 1日解任
	理事	<u>鈴木 正美</u>	令和 3年 9月 1日登記
			令和 4年 9月 28日就任
			令和 4年 11月 1日登記
	理事	<u>鈴木 正美</u>	令和 6年 9月 26日重任
			令和 6年 10月 21日登記
	理事	<u>齋藤 美佐</u>	令和 4年 9月 28日就任
			令和 4年 11月 1日登記
			令和 5年 11月 1日辞任
			令和 5年 12月 11日登記
	理事	<u>鈴木 祐司</u>	令和 4年 9月 28日就任
			令和 4年 11月 1日登記
			令和 6年 9月 26日退任
			令和 6年 10月 21日登記

福島県福島市太田町12-30 マルベリービル3F
一般財団法人ふくしま百年基金

	<u>理事</u>	<u>奥 山 有 二</u>	令和 4年 9月28日就任
			令和 4年11月 1日登記
	<u>理事</u>	<u>奥 山 有 二</u>	令和 6年 9月26日重任
			令和 6年10月21日登記
	<u>理事</u>	<u>高 橋 潤</u>	令和 4年 9月28日就任
			令和 4年11月 1日登記
			令和 6年 9月26日退任
			令和 6年10月21日登記
	<u>理事</u>	<u>佐 々 木 康 文</u>	令和 4年 9月28日就任
			令和 4年11月 1日登記
			令和 5年10月25日辞任
			令和 5年12月11日登記
	<u>理事</u>	<u>佐 藤 由 香 利</u>	令和 4年 9月28日就任
			令和 4年11月 1日登記
			令和 5年11月10日辞任
			令和 5年12月11日登記
	<u>理事</u>	<u>三 部 香 奈</u>	令和 4年 9月28日就任
			令和 4年11月 1日登記
	<u>理事</u>	<u>三 部 香 奈</u>	令和 6年 9月26日重任
			令和 6年10月21日登記
	<u>理事</u>	<u>福 島 真 実</u>	令和 5年 7月14日就任
			令和 5年 7月27日登記
			令和 5年11月30日辞任
			令和 5年12月11日登記
	<u>理事</u>	<u>蛭 川 靖 弘</u>	令和 6年 9月26日就任
			令和 6年10月21日登記

福島県福島市太田町12-30 マルベリービル3F
一般財団法人ふくしま百年基金

	理事	片 平 祥 則	令和 6年 9月 26日就任
			令和 6年 10月 21日登記
	監事	三 瓶 弘 次	令和 3年 8月 2日退任
			令和 4年 11月 1日登記
	監事	翁 茂 太	令和 4年 9月 28日就任
			令和 4年 11月 1日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。		
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。		
登記記録に関する事項	設立	平成30年 4月 11日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(福島地方法務局管轄)

令和 6年 11月 6日

福島地方法務局

登記官

田 附 隼 人



一般財団法人ふくしま百年基金 事業報告

第5期 2021年7月1日～2022年6月30日

I. 事業報告の概要

今期は一般財団法人 日本民間公益活動連携機構が実施する休眠預金の活用事業である緊急コロナ枠(1か年)、並びに通常枠(3か年)を前期より継続し実施するとともに、第4期に設立した「市民がつくるふくしま復興・SDGs推進基金」の公募及び助成を行った。

II. 詳細報告

(1) 休眠預金・活用事業:新型コロナウイルス対応緊急支援助成

前期にあたる2020年初頭からの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、休眠預金制度を利用した助成事業を継続して実施した。概略は以下の通り。

公募期間:2020年8月17日(月)～同8月31日(月)

全体の事業期間:2020年10月1日(木)～2021年10月25日(月)

助成額:1団体あたり最大で500万円(助成総額2,500万円)

申請受領件数:19件

助成決定件数:7件

団体名	事業地域	助成決定額
Life for Mothers	福島県伊達市	3,334,325円
特定非営利活動法人 がんばろう福島、農業者等の会	福島県内	4,500,000円
特定非営利活動法人 Lotus	会津地域を中心とした福島県内	4,299,932円
特定非営利活動法人 キャリア・デザイナーズ	福島県県中地域	4,018,375円
こおりやま子ども若者ネット	福島県県中地域	4,622,300円
非営利任意団体 KAKECOMI	福島県白河市・県南地域	750,000円
特定非営利活動法人 ウィメンズスペースふくしま	福島県	3,415,000円
助成決定額		24,939,932円

(2) 休眠預金・活用事業:「福島県における被災者の心の健康とコミュニティを守る」

前期に引き続き休眠預金制度を活用して、3か年にわたる助成事業として、福島県の東日本大震災にかかる復興過程である点を考慮し、掲題のテーマを設定した助成事業を継続し実施した。概略は以下の通り。

第1次公募期間:2021年2月9日(火)～同3月1日(月)

第2次公募期間:2021年4月28日(水)～同6月7日(月)

助成先・事業期間:2021年10月～2024年3月

助成額:1団体あたり上限2,000万円(3年間の総額／評価関連経費を除く)

※助成総額8,000万円

申請受領件数:12件(1次8件、2次4件)

助成決定件数:4件

団体名	事業地域	助成決定額
認定特定非営利活動法人 いわき放射能市民測定室	いわき市	20,000,000円
特定非営利活動法人コースター	郡山市 (こおりやま広域圏)	18,488,000円
一般社団法人 Teco	福島県いわき市	20,938,050円
ふくしまこども食堂ネットワーク	福島県 町村部・浜通り地域	20,765,000円
助成決定額		80,191,050円

(3) 「市民がつくるふくしま復興・SDGs推進基金」の事業実施

「生活協同組合コープみらい」による寄附を原資として、福島の復興及びコロナ禍でいっそう困難に直面している女性への支援活動を目的とした助成事業を実施した。

公募期間:2022年1月中旬から2月14日(月)

助成先・事業期間:2022年4月～2023年3月31日(金)

助成額:1団体あたり上限100万円もしくは50万円

申請受領件数:13件

助成決定件数:7件

団体名	事業地域	助成決定額
NPO法人 ウィメンズスペースふくしま	福島県郡山市	580,000 円
NPO法人 ビーンズふくしま	福島県福島市	1,000,000 円
NPO法人 Commune with 助産師	福島県いわき市	1,000,000 円
一般社団法人 tenten	福島県福島市	770,000 円
NPO法人 福島就労支援センター	福島県福島市	850,000 円
子育てサロンこはるびより	福島県相馬市	530,000 円
NPO法人 コーヒータイム	福島県双葉郡浪江町	430,000 円
助成決定額		5,160,000 円

(4) 福島県域災害ネット事業構築への協力参加

ふくしま連携復興センターより、今後の災害対応について平時より県内の中間支援団体を中心とするネットワークを構築しておくことが重要であるという連携打診があった。当財団としてその趣旨を理解し、関係者会議へ参加している。

(5) 各種寄附プログラムの推進

寄付ポータルサイトへの登録の継続

Syncable、Yahoo!ネット募金への登録を継続し、マンスリー寄付者の獲得を維持した。

(6) 組織基盤整備

a) 公益法人申請

福島県内において公益事業を実施できるよう、引き続き公益申請にむけた準備を行う。

b) 事務局の基盤強化

2021年9月に職員2名を採用し事務局職員を3名体制(事業系2人、事務系1人)とし、同年12月「福島市太田町12-30 マルベリービル3F」へ事務所を移転し、法人の基盤強化を図った。

(7) 会議開催の状況

a)評議員会

- ・ 2021年8月2日 CFF_評議員会
- ・ 2022年2月25日 CFF_評議員会

b)理事会

- ・ 2021年7月14日 CFF_理事会
- ・ 2021年9月14日 CFF_理事会
- ・ 2022年4月1日 CFF_理事会

c)執行役員会

- ・ 2021年7月7日 CFF_執行役員会
- ・ 2021年7月17日 CFF_執行役員会
- ・ 2021年8月4日 CFF_執行役員会
- ・ 2021年9月27日 CFF_執行役員会
- ・ 2021年10月12日 CFF_執行役員会
- ・ 2021年10月26日 CFF_執行役員会
- ・ 2021年11月2日 CFF_執行役員会
- ・ 2021年11月16日 CFF_執行役員会
- ・ 2021年11月29日 CFF_執行役員会
- ・ 2021年12月14日 CFF_執行役員会
- ・ 2022年1月11日 CFF_執行役員会
- ・ 2022年1月25日 CFF_執行役員会
- ・ 2022年2月7日 CFF_執行役員会
- ・ 2022年2月16日 CFF_執行役員会
- ・ 2022年2月22日 CFF_執行役員会
- ・ 2022年3月15日 CFF_執行役員会
- ・ 2022年3月29日 CFF_執行役員会
- ・ 2022年4月12日 CFF_執行役員会
- ・ 2022年4月26日 CFF_執行役員会
- ・ 2022年5月10日 CFF_執行役員会
- ・ 2022年6月7日 CFF_執行役員会
- ・ 2022年6月21日 CFF_執行役員会

d)監査

- ・ 2022年2月16日 CFF_監査

e)コンプライアンス委員会

- ・ 2021年9月28日 CFF_コンプライアンス委員会
- ・ 2022年3月29日 CFF_コンプライアンス委員会

一般財団法人ふくしま百年基金 事業報告
第6期 2022年7月1日～2023年6月30日

I. 事業報告の概要

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構(JANPIA)が実施する休眠預金の活用事業について、20年度通常枠(3か年)は、24年3月の事業完了に向けて実行団体向の伴走支援を鋭意継続中である。又、昨年11月、22年度通常枠(3か年)公募に資金分配団体として新たに申請したが、本年2月採択、契約締結に至り、実行団体公募の手続きを開始している。

又、第4期に設立した「市民がつくるふくしま復興・SDGs推進基金」は、コーポミらい寄付による「ふくしまの未来と女性応援ファンド」として助成事業展開されており、第一次公募案件(単年度)が本年3月事業終了、引き続き第二次公募(単年度)が実施され新たな採択団体による事業が開始されている。

II. 詳細報告

(1) 休眠預金・活用事業:「福島県における被災者の心の健康とコミュニティを守る」

20年度通常枠(3か年)として、東日本大震災よりの復興、被災者支援をテーマに助成案件を企画、県内で活動する民間団体4団体を選定し、2021年10月より事業開始、前期に引き続き伴走支援として月1回の面談、必要に応じて個別テーマに即した研修の実施等を継続中である。

助成先・事業期間:2021年10月～2024年3月

助成額:1団体あたり上限2,000万円(3年間の総額／評価関連経費を除く

団体名	事業地域	
認定特定非営利活動法人 いわき放射能市民測定室	いわき市	原発事故による被災者・避難者を対象に、精神的ダメージへのケアを目的に交流会等を行う。
特定非営利活動法人 コースター	郡山市	郡山市内の公営住宅むけのイベント等の開催を通じて孤独防止等の事業実施
一般社団法人 Teco	いわき市	いわき市内の公営住宅むけのイベント等の開催を通じて孤独防止等の事業実施
ふくしまこども食堂ネットワーク	浜通り地域	浜通りの子育て支援

(2) 休眠預金・活用事業:「女性の孤独・孤立を回避・回復する地域のつながりを増やす福島プロジェクト」

22年度通常枠(3か年)JANPIA公募に対して、「福島に於ける女性の孤独・孤立を回避・回復する地域のつながりを増やす福島プロジェクト」を、テーマに助成事業を企画、立案、2022年11月申請、2023年2月に資金分配団体として採択され、3月にJANPIAとの正式契約締結に至った。本年9月よりの事業開始を前提に県内で活動する実行団体公募、採択手続きを開始している。案件の概略は以下のとおり。

公募期間:2023年5月31日～同7月10日

助成先・事業期間:2023年9月～2026年2月末

助成額:1団体あたり上限1,500万円、or 3,000万円 ※助成総額1.5億円

採択団体数(予定):県内6団体程度

(3) 「市民がつくるふくしま復興・SDGs推進基金」の事業実施

「生活協同組合コープみらい」による寄附を原資として、福島の復興及びコロナ禍でいっそう困難に直面している女性への支援活動を目的に、「ふくしまの未来と女性応援ファンド」として助成事業を展開中である。第1期公募案件は本年3月末に事業完了、引き続き第2期公募案件が3月末に採択、4月より事業開始されている。

(第1期公募案件:事業終了/報告書受領済み)

助成先・事業期間:2022年4月～2023年3月末

団体名	事業地域	助成決定額
NPO法人ウイメンズスペースふくしま	福島県郡山市	580,000円
NPO法人ビーンズふくしま	福島県福島市	1,000,000円
NPO法人 Commune with 助産師	福島県いわき市	1,000,000円
一般社団法人 tenten	福島県福島市	770,000円
NPO法人福島就労支援センター	福島県福島市	850,000円
子育てサロンこはるびより	福島県相馬市	530,000円
NPO法人コーヒータイム	福島県双葉郡浪江町	430,000円
助成決定額		5,160,000円

(第2期公募案件)

公募期間:2023年1月20日～2月20日

助成先・事業期間:2023年4月～2024年3月末

助成額:1団体あたり上限100万円もしくは50万円

申請受領件数:13件、助成決定件数:5件

団体名及び事業名	事業地域	助成決定額
第三地区子どもの居場所づくり実行委員会 「第3地区ふれあい広場」	福島県福島市	460,000円
NPO法人しんぐるべあれんとF・福島 「生活困窮のひとり親家庭へのフードバンタリ ー事業」	福島県郡山市	1,000,000円
NPO法人ビーンズふくしま「輝け！未来あるふ くしまの女性たち【私の時間・私の居場所】」	福島県福島市	1,000,000円
NPO法人 Commune with 助産師「妊産婦・子 育て女性にえん【援・縁・円・得ん】パワー！ 生涯いきいき多世代多様な地域交流事業」	福島県いわき市	1,000,000円
NPO法人コーヒータイム 「浪江町帰還拠点設置事業」	福島県双葉郡浪江町	500,000円
助成決定額		3,960,000円

(4) ふくしま台風19号災害支援基金事業

令和元年東日本台風(台風19号)の被災に伴い、広く様々な寄付者よりお預かりした寄付金を活用したNPO等への助成事業である。新型コロナウィルス感染症の拡大に伴う、NPO等の活動状況に鑑み、事業を休止していたが、2022年3月の福島県沖地震被害等を鑑み、台風被害と地震被害が重なっている地域においてより支援が必要な状況と判断した。現地視察、ヒアリングの結果、台風19号の被災の影響も残るなかで追加的な2022年3月の地震被害も重なっている相馬地域に於いて、事業を実施することにした。現地入りするボランティア、団体の受け皿として活動する団体向けに助成事業を立上げ、非公募、第3者による審査会等をへて、助成先を決定するに至った。案件の概略は以下のとおり。

公募期間：非公募案件として企画、立案（2022年12月～2023年2月）
助成案件：「ふくしま災害復興支援基金」台風19号被災地域特別対応分
助成先・事業期間：2023年3月～2024年2月末（予定）
助成額：489万円
助成団体：たすけっと相馬@相馬市

（5）福島県域災害ネット事業構築への協力参加

ふくしま連携復興センターより、今後の災害対応について平時より県内の中間支援団体を中心とするネットワークを構築しておくことが重要であるという連携打診があり、当財団としてその趣旨を理解し、関係者会議へオブザーバー参加している。本年中のネットワーク設立に際して、3月福島市に於いて、行政、関係団体を招き、シンポジウムが開催された。

（6）その他 後援活動

日本政策金融公庫いわき支店が主催する「福島の復興を支える非営利組織の資金調達方法とその実態」の講演事業へ後援団体として協力し、資金調達方法等の課題解決についてのセミナーを2022年10月に実施した。

（7）各種寄附プログラムの推進と広報活動

寄付ポータルサイトへの登録の継続、その他広報活動など

Syncable、Yahoo!ネット募金への登録を継続し、マンスリー寄付者の獲得を維持した。又、地域への広報強化の一環として、団体紹介パンフレットの作成、配布した。その他、福島信夫ライオンズクラブでの団体活動説明会参加及び地元コミュニティFM（FM ポコ）番組への出演等の活動を実施した。

（8）組織基盤整備

a) 公益法人申請

福島県内において公益事業を実施できるよう、引き続き公益申請にむけた準備の一環として公益法人申請に関する研修会を実施し、役職員が参加した。

b) 法人としての基盤強化

本年度役員任期満了につき役員改選が行われ、評議員2名及び理事5名、各々増員により法人運営の基盤強化を図った。本年度の役員構成は下記のとおりとなる。

評議員（5名：旧4名）、理事（8名：旧4名）、幹事（1名：旧1名）

(9) 会議開催の状況

a) 評議員会

- ・ 2022年9月28日 インターネット会議
議案第1号 2021年事業報告の承認
議案第2号 2021年決算財務諸表の承認
議案第3号 評議員、理事及び監事の選任

b) 理事会

- ・ 2022年9月20日 インターネット会議
議案第1号 2021年度事業報告の承認
議案第2号 2021年度決算財務諸表の承認
議案第3号 評議員会開催日の決議
- ・ 2022年10月14日 インターネット会議
報告第1号 2022年度事業計画及び予算について
議案第1号 代表理事及び業務執行理事の選定について
- ・ 2023年2月20日 書面による理事会
議案第1号 助成金審査会における審査委員の選任について
議案第2号 権限の委譲について
- ・ 2023年3月6日 書面による理事会
議案第1号 (1)「倫理規程」改定について
(2)「コンプライアンス規程」の改定について

c) 合同役員会

- ・ 2023年1月23日 インターネット会議
(1)事業の進捗報告
(2)その他

d) 執行役員会

- ・ 定例として原則毎月第2火曜日及び第4火曜日にインターネット会議を25回開催
- ・ 2023年2月24日・書面による執行役員会
議案第1号 各審査会審査員の選任について
② ふくしまの未来と女性応援ファンド第2期審査会
②ふくしま災害復興支援基金台風第19号被災地域特別対応分審査会

- ・ 2023年2月28日 書面による執行役員会
議案第1号 ふくしま災害復興支援基金台風第19号被災地域特別対応分審査会
における採択団体決定について

e)監査

- ・ 2022年9月16日 事務所にて監査実施

f)コンプライアンス委員会

- ・ 2022年12月20日 インターネット会議
- ・ 2023年6月21日 インターネット会議

以上

一般財団法人ふくしま百年基金 事業報告
第7期 2023年7月1日～2024年6月30日

I. 事業報告の概要

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構(JANPIA)が実施する休眠預金の活用事業について、20年度通常枠(3か年)は、本年3月に事業終了し、最終精算業務に入っており、今後JANPIAの監査を経て契約終了となる。また、昨年2月に新たに資金分配団体として採択された22年度通常枠(3か年)は、実行団体7団体と契約締結後事業開始し26年2月の事業完了まで伴走支援を実施する。

次に、第4期に設立した「市民がつくるふくしま復興・SDGs推進基金」は、コープみらい寄付による「ふくしまの未来と女性応援ファンド」として助成事業が毎年展開されており、第2期公募が本年3月事業終了、引き続き第3期公募が実施され新たな採択団体5団体による事業が開始されている。なお、来年度第4期公募実施も既に決定しており、今後コープみらいと協議し進めていく。

その他、本年度新たに特定非営利活動法人ジャパン・プラット・フォームと協働で企画した、ふくしま「ともつく」基金事業は昨年11月に4団体を採択し、現在事業展開中である。

II. 詳細報告

(1) 休眠預金・活用事業:「福島県における被災者の心の健康とコミュニティを守る」

20年度通常枠(3か年)として、東日本大震災よりの復興、被災者支援をテーマに助成案件を企画、県内で活動する民間団体4団体を採択し、2021年10月より事業開始、本年3月予定通り事業完了をむかえた。各団体は各自展開した事業の成果、課題を踏まえて次の活動に向かう事となる。ふくしま百年基金としても本件事業での経験、ノウハウを共有し、次の休眠預金案件、その他助成事業に活かして行く事が求められる。

助成先・事業期間:2021年10月～2024年3月

助成額:1団体あたり上限2,000万円(3年間の総額／評価関連経費を除く)

団体名と事業名	事業地域	助成決定額
認定特定非営利活動法人いわき放射能市民測定室 「被災者の心の健康を守る福島支援事業」	いわき市	19,400,000円
特定非営利活動法人コースター 「住民の孤立・生活困窮防止のための支援実務連携強化」	郡山市 (こおりやま 広域圏)	17,985,932円

一般社団法人 Teco 「被災者の孤独・孤立防止と地域コミュニティ創生事業」	いわき市	19,984,050 円
ふくしまこども食堂ネットワーク 「福島県内の町村部・浜通りのこども食堂を通じたネットワーク形成事業」	町村部・ 浜通り地域	20,000,000 円
助成決定額		77,369,982 円

(2) 休眠預金・活用事業:「女性の孤独・孤立を回避・回復する地域のつながりを増やす福島プロジェクト」

22年度通常枠(3か年)JANPIA公募に対して、「福島に於ける女性の孤独・孤立を回避・回復する地域のつながりを増やす福島プロジェクト」を、テーマに助成事業を企画・立案、2022年11月申請、2023年2月に資金分配団体として採択され、3月にJANPIAとの契約締結をした。実行団体の公募は全2回に分けて実施し、第1次公募では2団体、第2次公募では5団体、計7団体を採択した。それぞれ2023年9月、2024年1月から事務手続きを開始し、契約締結後隨時事業を遂行している。概略は以下のとおり。

助成額:1団体あたり上限1,500万円、or 3,000万円 ※助成総額1.5億円

採択団体数:計7団体

<第1次公募>

公募期間:2023年5月31日～7月10日

助成先・事業期間:2023年9月(契約締結後)～2026年2月末

申請受付団体数:4団体/採択団体数:2団体

<第2次公募>

公募期間:2023年10月31日～11月24日

助成先・事業期間:2024年1月(契約締結後)～2026年2月末

申請受付団体数:7団体/採択団体数:5団体

団体名と事業名	事業地域	助成決定額
■第1次公募_2団体採択■		
株式会社はま福 「原子力災害を契機として、孤立感・孤独感を抱えている女性に、安全・安心な居場所を提供する重層的支援事業」	双葉郡 富岡町	30,000,000 円
一般社団法人 MotherTree 「周産期～育児期ある母親が社会的に孤立しない包括支援体制の整備」	福島市	30,000,000 円

■第2次公募_5団体採択■		
一般社団法人 Teco 「いわき市に住まう女性の居場所つくり事業」	いわき市	13,000,000円
KAKECOMI 「家庭内に困難のある女性のショーステイ支援事業」	白河市	15,000,000円
特定非営利活動法人 ウィメンズスペースふくしま 「女性みらいサポート」	郡山市	12,000,000円
特定非営利活動法人 Commune with 助産師 「妊娠・出産・子育てに困難を抱える女性のウェルビーイング支えん【援・縁・円・得ん】」	いわき市	30,000,000円
特定非営利活動法人 ReLink 「大切な人を亡くした女性を孤立させない支援体制の構築」	福島市	20,000,000円
助成決定額_全7団体		150,000,000円

(3) 「市民がつくるふくしま復興・SDGs推進基金」の事業実施

「生活協同組合コープみらい」による寄付を原資として、福島の復興及びコロナ禍で一層困難に直面している女性への支援活動を目的に、「ふくしまの未来と女性応援ファンド」として助成事業を展開中である。第1期は2023年3月末に、第2期は2024年3月末に事業終了している。引き続き第3期公募案件については、2024年3月末に実行団体を採択し、4月より事業開始している。

(第1期公募案件:事業終了/報告書受領済み)

助成先・事業期間:2022年4月～2023年3月末

団体名と事業名	事業地域	助成決定額
特定非営利活動法人 ウィメンズスペースふくしま 「困難を抱える女性に寄りそう事業 オレンジ」	郡山市	580,000円
特定非営利活動法人ビーンズふくしま 「創ろう女性の未来！そして繋げよう福島の未来へ」	福島市	1,000,000円
特定非営利活動法人 Commune with 助産師 「長期化するコロナ禍での妊娠・出産・子育て女性のえん【援・縁・円・得ん】パワー！生涯いきいき多世代地域交流事業」	いわき市	1,000,000円
一般社団法人 tenten 「転入女性が仲間や地域と繋がる場 tenten café プロジェクト」	福島市	770,000円

特定非営利活動法人福島就労支援センター 「女性のためのキャリア支援」	福島市	850,000 円
子育てサロンこはるびより 「ママだけでも親子でも楽しめる安心できる居場所作り」	相馬市	530,000 円
特定非営利活動法人コーヒータイム 「浪江町帰還拠点設置事業」	双葉郡 浪江町	430,000 円
助成決定額		5,160,000 円

(第2期公募案件:事業終了/報告書受領済み)

公募期間:2023年1月20日～2月20日

助成先・事業期間:2023年4月～2024年3月末

助成額:1団体あたり上限100万円もしくは50万円

申請受付団体数:13団体/採択団体数:5団体

団体名及び事業名	事業地域	助成決定額
第三地区子どもの居場所づくり実行委員会 「第3地区ふれあい広場」	福島市	460,000 円
特定非営利活動法人しんぐるペあれんとF・福島 「生活困窮のひとり親家庭へのフードパントリー事業」	郡山市	1,000,000 円
特定非営利活動法人ビーンズふくしま 「輝け！未来あるふくしまの女性たち【私の時間・私の居場所】」	福島市	1,000,000 円
特定非営利活動法人 Commune with 助産師 「妊娠婦・子育て女性にえん【援・縁・円・得ん】パワー！ 生涯いきいき多世代多様な地域交流事業」	いわき市	1,000,000 円
特定非営利活動法人コーヒータイム 「浪江町帰還拠点設置事業」	双葉郡 浪江町	500,000 円
助成決定額		3,960,000 円

(第3期公募案件)

公募期間:2024年1月23日～2月26日

助成先・事業期間:2024年4月～2025年3月末

助成額:1団体あたり上限100万円もしくは50万円

申請受付団体数:8団体/採択団体数5団体

団体名及び事業名	事業地域	助成決定額
特定非営利活動法人しんぐるペあれんとF・福島 「生活困窮のひとり親家庭へのフードパントリー事業」	郡山市	1,000,000円
特定非営利活動法人しんせい 「困難を抱える児童へ【学習と育ち】の場を提供する活動」	郡山市	1,000,000円
特定非営利活動法人ビーンズふくしま 「輝いて！未来あるふくしまの女性たち【私の居場所がここにあるよ】」	福島市	1,000,000円
一般社団法人地域おこし協力隊活動推進協会 「郡山市の子育て応援店舗の情報発信事業」	郡山市	1,000,000円
特定非営利活動法人 グリーフサポートセンター福島れんげの会 「気持ちを吐露するプログラム(電話相談及び面談)」	福島市	1,000,000円
助成決定額		5,000,000円

第4期(2025年度)に関しては、2024年6月にコーポみらいより4,855,000円の寄付金の贈呈があり、今後も事業を継続する予定である。

(4)ふくしま「ともつく」基金事業

東日本大震災より13年目にとなる2024年に、特定非営利活動法人ジャパン・プラット・フォームから助成支援を受け協働で行う事業である。福島における東日本大震災の残された課題に対しての活動および福島県内外に地域の状況について情報発信を行う団体を対象とした公募を実施し、審査会を経て4団体の採択が決定した。現在事業を展開中である。

公募期間:2023年9月27日～10月11日

助成先・事業期間:2023年12月～2024年7月末

助成総額:7,000,000円

申請受付団体数 6団体/採択団体数:4団体

団体名	事業地域	助成決定額
一般社団法人双葉郡地域観光研究協会	双葉郡 双葉町	1,830,000 円
特定非営利活動法人寺子屋方丈舎	会津若松市	1,870,000 円
いわき・双葉の子育て応援コミュニティ cotohana	双葉郡 富岡町	1,500,000 円
特定非営利活動法人コーヒータイム	双葉郡 浪江町	1,800,000 円
助成決定額		7,000,000 円

(5) ふくしま台風 19 号災害支援基金事業

令和元年東日本台風(台風 19 号)の被災に伴い、広く様々な寄付者よりお預かりした寄付金を活用した NPO 等への助成事業として、ふくしま連携復興センターと連携し、浜通り地区視察、ヒアリング等を通じて事業立上げを検討。具体的には 2022 年 3 月福島県沖地震発生時より相馬地域でボランティア、団体の受け入れ活動を展開する「たすけっと相馬」を 23 年 2 月に非公募、第三者審査会等を経て、助成先として選定したが、残念ながら現地環境の変化、団体側の事情もあり 23 年 11 月助成内定を辞退した。今後は再度災害支援をテーマに新たな助成案件の企画、実施を検討する。

当初契約内容は下記のとおり

助成案件:「ふくしま災害復興支援基金」台風19号被災地域特別対応分

助成先・事業期間:2023 年 3 月～2024 年 2 月末(予定)

助成額:489 万円

助成団体:たすけっと相馬/相馬市

(6) 各種外部団体交流会、後援活動等

主に下記の中間支援、地域団体向け情報交換会に構成メンバーとして参加する他、その他の関連会議にも適宜参加している。

・日本政策金融公庫主催情報交換会(ソーシャルビジネスネットワークふくしま):

県内の日本政策金融公庫各支店がソーシャルビジネス向け融資案件状況について報告、又、毎年参加メンバー、一般を対象にした資金調達等に関するセミナーも企画、実施する。

・ふくしま地域活動団体サポートセンター(県サポ)主催情報交換会:

県内中間支援団体と市町村担当部署との情報交換会。年間 4 回実施され、NPO 関連課題をテーマに意見交換、専門家によるセミナーの実施など。

(7) 各種寄附プログラムの推進と広報活動

寄付ポータルサイトへの登録の継続、その他広報活動など
地域の遺贈寄付の受け入れ先となるべく、全国レガシーギフト協会会員申請を実施し、本年1月会員として承認された。今後研修、セミナー等を経て、体制整備を整える予定。

Syncable、Yahoo!ネット募金への登録を継続し、マンスリー寄付者の受け入れ体制を維持した。その他、各公募案件、コープみらい寄付贈呈式等の記者クラブへの情報提供等の活動を実施した。

(8) 組織基盤整備

a) 公益法人申請

23年9月の理事会承認を受け、公益認定に向けた手続きを開始した。各種申請書類を作成、整備し10月上旬に県庁担当部署へ提出の上、ヒアリングを開始したが、書類の確認等の手続きに時間を要し、未だ正式申請迄至っていない。福島県内において公益事業を早期に実施出来るよう、対応を継続し認定を目指す。

b) 法人としての基盤強化

法人運営の基盤強化の為に役員体制増強を図り、本年度開始時には評議員4名、理事9名、監事1名の体制となつたが、その後自己都合による役員の退任が続き、本年度末時点では下記の役員構成となる。従つて、引き続き役員増員の検討を継続中である。

評議員(4名→3名)、理事(9名→5名)、幹事(1名→変更なし)

(9) 会議開催の状況

a) 評議員会

- 2023年7月14日 書面決議
議案第1号 理事の選任について
- 2023年9月25日 インターネット会議
報告第1号 2022年度(第6期)事業計画の報告について
議案第1号 2022年度(第6期)決算書の承認について
議案第2号 役員の報酬等の総額について

b) 理事会

- 2023年8月25日 書面決議
議案第1号 助成金審査会における審査委員の選任について
議案第2号 権限の委譲について

- ・ 2023年9月6日 インターネット会議
議案第1号 2023年度(第7期)事業計画及び予算書の承認
議案第2号 2022年度(第6期)事業報告及び決算書の承認
議案第3号 2023年度(第7期)第1回定期評議員会の開催
議案第4号 公益認定申請(公益財団法人)について
- ・ 2023年11月3日 書面決議
議案第1号 助成金審査会における審査委員の選任について
議案第2号 権限の委譲について
- ・ 2023年12月11日 インターネット会議
議案第1号 資金調達関係について
議案第2号 コンプライアンスの改善について
議案第3号 理事会等の執行体制の強化について
議案第4号 事務局長の選任について
- ・ 2024年3月22日 書面決裁
議案第1号 助成金審査会における審査員の選任について
議案第2号 権限の委譲について
- ・ 2024年6月20日 事務所及びインターネット会議
議案第1号 2024年度(第8期)事業計画及び予算書の承認

c) 執行役員会

- ・ 定例会議の開催 毎月第2火曜日及び第4火曜日にインターネット会議を24回開催

d) 監査

- ・ 2023年8月23日 事務所
第6期事業及び会計についての監査

e) コンプライアンス委員会

- ・ 2023年9月29日 第1回臨時コンプライアンス委員会/インターネット会議
 - ・ 2023年10月3日 第2回臨時コンプライアンス委員会/インターネット会議
 - ・ 2023年10月12日 第3回臨時コンプライアンス委員会/インターネット会議
 - ・ 2023年10月16日 第4回臨時コンプライアンス委員会/インターネット会議
- 各回とも共通議案 役員間パワーハラスメント事案発生の有無等について,
その他